



2022年6月24日

会社名 株式会社 滋賀銀行
代表者名 取締役頭取 高橋 祥二郎
(コード番号 8366 東証プライム市場)
問い合わせ先 総合企画部長 成田 大作
(TEL. 077-521-2200)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、2022年6月24日開催の当行取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2022年7月15日
(2) 処分する株式の種類及び数	当行普通株式 41,504株
(3) 処分価額	1株につき2,708円
(4) 処分総額	112,392,832円
(5) 処分予定先	当行の取締役(※) 5名 41,504株 ※社外取締役を除く。
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当行は、2022年6月24日開催の当行第135期定時株主総会において、当行の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が在任期間中から株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまとより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は40,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当行の取締役を退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、同株主総会において、当行第136期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）（以下、「本事業年度」という。）においては、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割り当てることに係る移行措置として、対象取締役は割り当てられた株式報酬型ストックオプションのうち未行使のもの全部を放棄することとし、放棄される新株予約権の目的である株式数と同数の譲渡制限付株式の割当てを行うための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、2020年6月25日開催の当行第133期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額及び

上記の譲渡制限付株式に関する報酬等の額とは別枠として、年額1億1,000万円以内とすること、総数45,600株を上限として上記各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数とは別途設定すること等についても、ご承認をいただいております。なお、かかる割当ては、過年度において対象取締役に対して割り当てられた株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の放棄を伴うものであり、実質的には、新たな報酬等を付加するものではありません。

本日、当行取締役会により、当行第135期定時株主総会から2023年6月開催予定の当行第136期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬（以下、当該譲渡制限付株式報酬として割り当てられる譲渡制限付株式を「本割当株式Ⅰ」という。）及び対象取締役に割り当て済みである株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権であって未行使のものを権利放棄することに代えて割り当てる譲渡制限付株式報酬（以下、当該譲渡制限付株式報酬として割り当てられる譲渡制限付株式を「本割当株式Ⅱ」という。）として、割当予定先である当行の取締役（社外取締役を除く。以下、「割当対象者」という。）5名に対し、金銭報酬債権合計112,392,832円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当行普通株式41,504株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当行における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当行との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2022年7月15日から割当対象者が当行の取締役を退任する日までの間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱにつき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

i 本割当株式Ⅰについて

当行は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役を退任した場合には、当行取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰを、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅰのうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当行はこれを当然に無償で取得するものといたします。

ii 本割当株式Ⅱについて

当行は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役を退任した場合には、当行取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱを、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅱのうち、期間満了時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後

の時点をもって、当行はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

i 本割当株式Ⅰについて

当行は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当行取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役を退任した場合には、2022年7月から割当対象者が当行の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰにつき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

ii 本割当株式Ⅱについて

当行は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当行取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役を退任した場合には、本割当株式Ⅱの全部につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当行が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱを当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当行は、本譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行取締役会）で承認された場合には、当行取締役会決議により、2022年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰ及び当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式Ⅱの全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これらに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当行は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰの全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当行取締役会決議日の直前営業日（2022年6月23日）の東京証券取引所における当行普通株式の終値である2,708円としております。これは、当行取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上